

【第5回新城南部企業団地産廃対策会議（26.11.27開催）概要】

今回は、愛知県企業庁職員による経過説明を市が依頼して、実現しました。

産廃事業者タナカ興業が新城南部企業団地に土地等を取得した経緯については、企業団地の分譲を所管している県企業庁職員からの経過説明は、かねてから八名区長会及び新城市議会からも要望していたことから、産廃対策会議委員の他に八名区長会各区長等、新城市議会議員、峰野愛知県議会議員も交えての会議となりました。（新城南部企業団地産廃対策会議要綱第4条第2項を適用）

1. 愛知県企業庁による事前質問に対する回答等について （資料1）

愛知県企業庁職員からタナカ興業が土地等を取得したことに関する説明と事前質問に対する回答等がありました。

（質問に対して口頭で回答し、その後、質疑応答がありました。当日の配布資料は、質問のみです。ここでは、会議内容のお知らせ用として、回答の概要を付加しました。）

2. 愛知県環境部(資源循環推進課)に対する追加質問等について （資料2）

前回会議での愛知県環境部職員による説明及び質問への回答等を受けて、産廃対策会議委員から追加の質問があり、それに対する県からの回答を事務局から口頭で伝えました。

（質問に対して口頭で回答し、その後、質疑応答がありました。当日の配布資料は、質問のみです。ここでは、会議内容のお知らせ用として、回答の概要を付加しました。）

3. タナカ興業に対する資料要求等について

タナカ興業社長から産廃対策会議からの質問について、回答期限の12月10日までには回答ができそうもないとの連絡がありました。

県に提出している産廃処分業の許可申請書類等については、個人情報や取引関係の情報等を除き、公開してもらうよう依頼しました。

4. 次回会議の開催について

日時：12月18日（木）午後7時30分から午後9時まで

場所：富岡ふるさと会館2階会議室

公開です。（傍聴できますが質問や意見はできません。）

開催内容の主なものは、次のとおりです。

- ・今後の予定の検討
- ・市議会からの報告

平成26年11月27日
愛知県企業庁

新城南部地区工業用地について

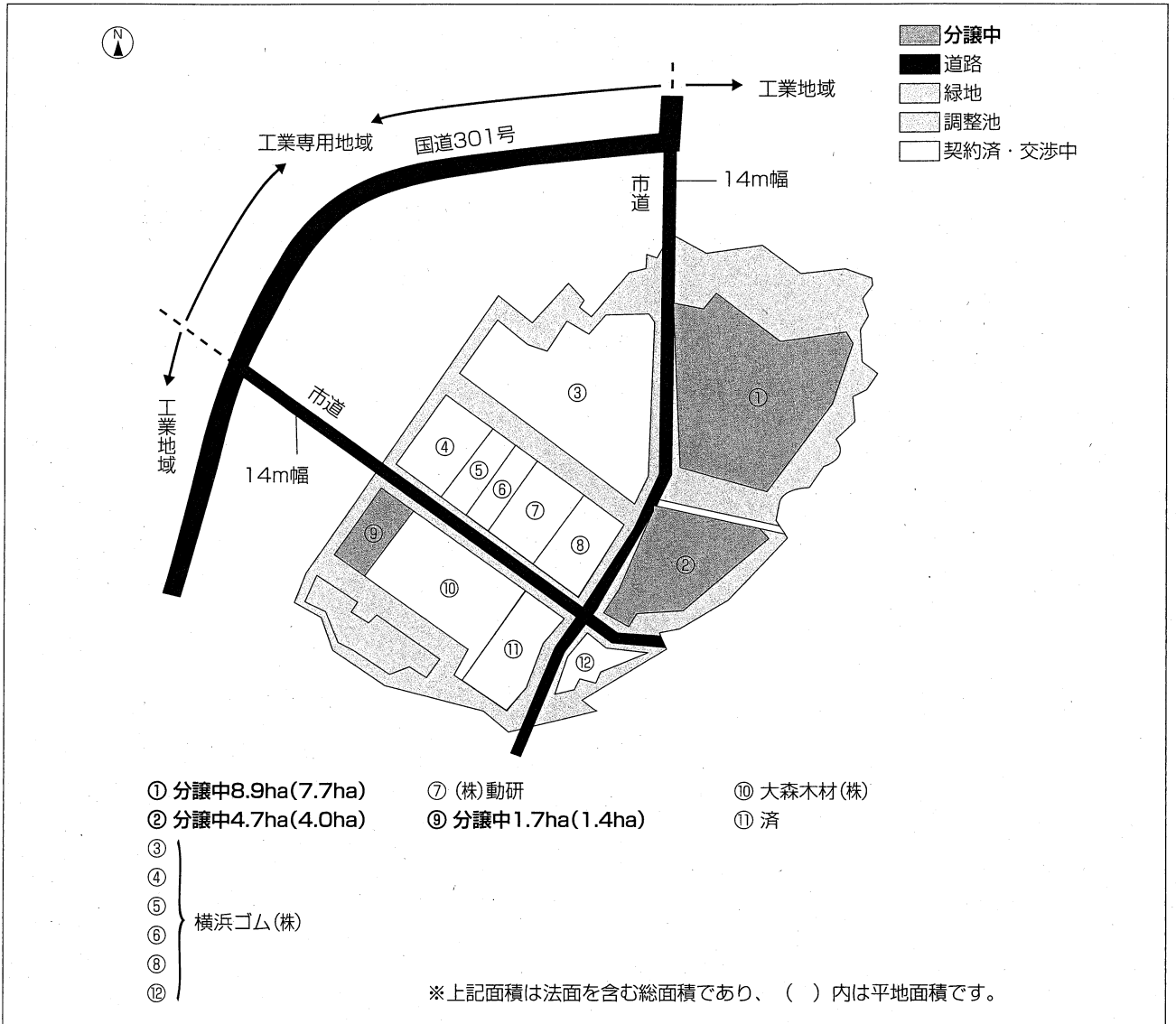
1 地区の概要

地区名 新城南部地区
所在地 新城市一畝田、黒田地内
開発面積 50.0ha
分譲面積 38.3ha
希望業種 製造業、物流業

2 開発及び分譲の経緯

H 5. 2. 16 新城市長から企業庁長に開発要請
5. 10. 1 新城市と開発基本協定を締結
7. 12 造成工事着手
12. 3 造成工事完了
製造業・物流業を希望業種として分譲開始
13. 3. 13 大森木材(株)と分譲契約締結 (操業開始 H13. 7)
※順次拡張
14. 4. 25 横浜ゴム(株)と分譲契約締結 (操業開始 H15. 4)
※順次拡張
17. 11. 9 (株)動研とリース契約締結 (操業開始 H18. 7)
20. 6. 13 (株)ケンメイと分譲契約締結
(操業開始 H21. 10 → 倒産 H22. 10)

■平面図



産廃処理業者の土地取得等にかかる経過

H20. 6. 13 (株)ケンメイと分譲契約締結

H21. 10. 16 操業開始届 (操業開始 H21. 10. 1)

H22. 10. 20 ケンメイ倒産

H22. 10. 26 新城市とケンメイ倒産に係る打合せ

- ・ケンメイ倒産について、新城市から情報提供
- ・企業庁からケンメイの代理人弁護士に対して、転売先を希望業種である製造業及び物流業とするよう申し入れること

H22. 10. 29 ケンメイ代理人弁護士に、市の希望業種の製造業及び物流業の企業の立地について配慮いただくよう破産管財人に伝達依頼の文書送付

H22. 10. 29 裁判所が破産手続開始を決定

H24. 6. 20 新城市がタナカ興業あて回答文送付

- ・新城南部地区は、製造業、物流業を誘致するという原則は崩さない。
- ・産廃業の進出は、立地企業等へ多大な迷惑をかけることになるため、新城南部地区への進出には賛同いたしかねる。

H24. 8. 2 裁判所が不動産競売開始を決定

H24. 8. 15 裁判所へ買戻特約登記の抹消について協力する旨回答

H25. 3. 6 不動産競売に係る入札公告 (入札期間 H25. 4. 3～H25. 4. 10)

H25. 4. 17 タナカ興業落札 (4/24、市から情報提供)

H25. 5. 14 タナカ興業への所有権移転登記 (原因 H25. 5. 13 競売による売却)

H25. 5. 17 新城市と打合せ

- ・タナカ興業あて H24. 6. 20 付け市長名の送付文書を入手
- ・分譲中區画に新城市の希望する業種以外の企業立地を防止するため、建築条例の改正等による土地利用規制について新城市へ助言

※以降、新城市との打合せ時に土地利用規制を助言

H25. 6. 25 タナカ興業代理人から企業庁へ買戻特約登記の抹消請求

H25. 7. 8 買戻特約登記の抹消

H26. 3. 24 新城市議会が知事、企業庁長へ意見書提出

- ①産業廃棄物処理業の進出への慎重な対応
- ②産廃業者進出の再発防止の早急な制度設計
- ③産業廃棄物処分業許可申請の厳正な審査

H26. 4. 10 新城市長が知事へ要望書提出(企業庁長、環境部長立会い)

(要望項目)

- ①産業廃棄物処分業許可申請の厳正な審査
- ②事業者への地域住民への事業説明会開催及び県の協力
- ③産廃業者進出の再発防止対策の実施

H26. 6 新城市6月議会(一般質問)

- ・新城市長が企業庁の買戻特約の有効性について答弁
- ・市環境部長が土地利用規制について研究・検討を行っている旨答弁

H26. 10. 28 第3回産廃対策会議で、市から地区計画による土地利用規制方針を説明

<参 考>

1. 買戻特約の登記について

企業庁の売買契約では、工場等の建設・操業を担保するため、買戻特約(10年間)の登記をする。また、工場等の操業開始後に買戻特約の登記の抹消請求がされた場合には、企業庁は登記を抹消する義務がある。

2. 買戻し特約の有効性について <顧問弁護士に確認(H26. 3)>

- ・契約上の条項(①未操業②目的外使用③無承諾転売)とは無関係な買戻権の行使はできない。
- ・競売開始決定時点で、無承諾転売等3つの条件のどれにも該当しないことから、企業庁が買戻権を行使することはできない。
- ・したがって、競売によって所有権を取得した者から買戻特約登記の抹消請求があれば、企業庁はこれに応じる義務がある。

第 5 回産廃対策会議での愛知県企業庁への質問事項

※質問に対する回答（会議での企業庁職員の回答概要）を付記

Q 1 あいち産業立地推進本部会議（本部長：愛知県知事）が作成した「愛知・名古屋産業立地推進プラン」においては、企業用地の確保等立地環境の整備とともに、重点とする産業分野を地区ごとに定めています。東三河地区における指定集積業種としては、輸送機械関連、機械・金属関連、健康長寿関連、新エネルギー関連、物流関連、農商工連携関連の 6 項目と次世代産業を対象とするとされています。この指定集積業種に産業廃棄物中間処理業は含まれないと思いますが、いかがですか。

A 1 県全体の産業施策であり、企業庁としてはコメントできる立場ではありません。

Q 2 「愛知・名古屋産業立地推進プラン」の前身である「産業立地の基本方針」には、『市町村、金融業界、建設業界、不動産関連業界等との連携による工場跡地や遊休地等の積極的な情報収集・発信を行い、既存用地を有効活用する。』との考え方が示されています。基本方針では競売に付されることを想定していません。つまり、競売に付されてはならないので、競売について「基本方針」でも「新プラン」にも記載されていないと思われませんが、いかがですか。

A 2 県全体の産業施策であり、企業庁としてはコメントできる立場ではありません。

Q 3 企業が進出した後は、必ず排出物（産業廃棄物、工場排水）が発生します。「推進プラン」は、企業誘致を目的として、条件整備、用地開発、インフラ整備の促進を計るものではありませんが、排出物に対する方針には触れられていません。また、下水道を担当する「水と緑の公社」は、この本部会議の構成員になっていません。上流にのみ関心を払い、下流の整備を取り上げていないのは不適切ではありませんか。

A 3 県全体の産業施策であり、企業庁としてはコメントできる立場ではありません。

Q 4 過去 5 年間、西三河地区、東三河地区にある県が管理する企業団地の分譲を受けた事例（跡地の譲渡を受けた事例も含む）を教えてください。

A 4 21 件あります。

Q 5 新城南部企業団地に未分譲の区画があることについて、その原因をどのように考えていますか。

A 5 未分譲が 3 区画あります。企業ヒアリングでは道路アクセスと雇用の確保が課題と聞いております。

Q 6 新城南部企業団地に未分譲の区画があることについて、監査や検査等において、何らかの指摘を受けたことはありますか。ある場合、その内容はどのようなものですか。

A 6 県監査委員から長期末分譲区画については、積極的な企業誘致の推進に努力されたいという審査意見をいただいております。

Q 7 第11区画（ケンメイ跡地）について、ケンメイ倒産後の間もない時期に、大森木材が買受けたいと希望したと聞いていますが、相談記録にその事実がありますか。また、相談記録はどのように作成していますか。

A 7 記録はありません。相談記録は、企業庁の分譲中用地に関する企業との立地に向けた交渉の内容について記録しています。

Q 8 分譲を受けた企業が、さらに隣地の分譲を希望した際に、売却決定の判断基準はありますか。

A 8 新規分譲と同じで、工場等建設の確実性、環境保全対策、地元市町の同意が前提です。

Q 9 (有)タナカ興業の社長が新城市議会経済建設部会において、「蒲郡、御津、明海はかなり空いている。我々が企業庁に買い求めたいと申し込んでも、市外に行けと言う。」と発言しています。

企業団地の分譲相談の記録に(有)タナカ興業の相談記録はありますか。また、社長の発言は事実ですか。

A 9 記録はありません。

Q 10 公開された文書にH22.11.19「転売先については連絡するとのこと。」とのメモがあります。この時点において、どのような転売の話があったのですか。

A 10 メモは破産管財人とのもので、転売先の見通しがつけば破産管財人から企業庁へ連絡するとの内容で、具体的な転売の話ではありませんでした。

Q 11 上記文書にH22.12.8「買戻特約については、依頼があれば企業庁で抹消すると連絡済み」とのメモがあります。この時点で、買戻特約を抹消登記すると連絡したのは、どのような事情からですか。

A 11 企業庁の売買契約では、工場等が操業開始した場合、買戻特約の登記の抹消請求がされれば、企業庁は抹消に応じる義務があります。

Q 1 2 ケンメイ倒産のニュースを受けてから、H22. 11. 19、 H22. 12. 8 のメモにある連絡をするまでに、ケンメイが倒産したことに関して企業庁内においてどのような協議を行いましたか。また、その協議に関連して、新城市とはどのような連絡を取り合いましたか。

A 1 2 新城市と今後の対応について話し合いの場を持ち、ケンメイの代理人弁護士に、転売先を製造業・物流業とするよう申し入れることとしました。

Q 1 3 H22. 12. 9 以降、H24. 8. 4 の競売決定までに、企業庁内ではどのような協議を行いましたか。その協議に関連して新城市とはどのような連絡を取り合いましたか。企業庁と管財人、企業庁と裁判所の間ではどのようなやりとりをしましたか。

A 1 3 この間は競売前の破産管財人による任意売却の段階であり、転売先の見通しがついた場合には、企業庁に連絡をもらうことになっていました。しかし、破産管財人から連絡がなかったため、新城市とは話し合っておりません。この間、裁判所との接触はありません。

Q 1 4 H24. 6. 20 付、新城市長から(有)タナカ興業社長あての文書において、「ケンメイとの契約内容につきましては、次の所有者となる方へも継承していただくよう破産管財人に確認させていただきました。」とあります。この破産管財人との確認について、企業庁は把握していましたか。また、継承していただく内容についてどのように理解していますか。

A 1 4 新城市が破産管財人と確認した内容は、把握していません。

Q 1 5 当該用地の入札公告(H25. 3. 6)添付資料「物件明細書(H24. 12. 12 作成)」には「買戻特約登記は、本執行手続きでは抹消されない、ただし、買戻権者から、買戻権の行使をせず、買戻特約登記の抹消手続きについて、買受人に協力する旨の申出がある。」と記載されています。この意味を説明してください。

A 1 5 資料4 ページ記載のとおり買戻権は契約と無関係な行使はできません。競売により所有権を取得した者から買戻特約登記の抹消請求があれば、応じる義務がありました。

Q 1 6 H25. 7. 8 に買戻権の抹消登記を行うに際して、企業庁と新城市との間で、どのような情報交換がありましたか。

A 1 6 立地企業が操業した場合は、買戻特約登記を当然に抹消する義務がありますので、抹消登記の際に改めて市とは情報交換していません。

Q 1 7 結果として、分譲後 1 0 年間の土地の用途制限という政策目的を達成することができませんでした。その理由をどのように考えていますか。

(買戻権の行使に関する法的な説明ではなく、政策を進める上で、どのような問題がありましたか、また、改善すべき点はありましたか、改善策はなされていますか。)

A 1 7 買戻特約の登記は、工場等の操業を担保するためのもので、市の希望する製造業・物流業が操業したことで、役割を果たしたものと考えています。

Q 1 8 タナカ興業社長は、H26. 4. 17 新城市議会経済建設部会で「(新城南部企業団地には) まだ、空いている土地がある。ぜひ買い求めたい。」と発言しています。同社に分譲することはないと約束できますか。

A 1 8 市の希望する製造業・物流業という方針に基づいて分譲しています。

Q 1 9 今後、当該土地を本来の目的に沿って使用するための方策(相応な額による買戻し、または、代替地との交換等)をどのように考えていますか。

A 1 9 企業庁としては、市の希望する製造業・物流業が操業したことで、役割を果たしたと考えています。

Q 2 0 県・市のパンフレットにおいて、新城南部企業団地第 11 区画については「済」と表示されていますが、社名が記載されていないのはどのような理由からですか。

A 2 0 企業庁と直接の契約ではないためです。

Q 2 1 「買戻特約(10年)の登記は、工場の建設・操業を確認後(代金完納後)、請求により抹消します。」とされています。(株)ケンメイの操業をどのように確認しましたか。

特約条件を満たしたかの判断は、確かな事実に基づいて行わなくてはなりません。新工場であり、公営企業団地の分譲を受けるのであれば、新鋭機器の導入や標準以上の設備を導入する計画で申請がされているものと思われます。その申請書の設備が導入され、製品が完成し、製品が販売されてはじめて、操業が開始されたことになると考えますが、それらをどのように確認しましたか。

A 2 1 操業開始届を受理し、職員が現地に赴き確認しました。

Q 2 2 (株)ケンメイの誘致は平成20年6月であり、倒産は平成22年10月、工場建設に1年として、操業は、わずか1年余のみ。誘致企業がこのような短期間で倒産した例は、他にどのくらいありますか。

A 2 2 他の地区で、2件あります。

Q 2 3 H24. 5. 29 にタナカ興業社長が新城市立地課を訪れ、「株ケンメイ跡地を入手したい」旨の意向を明らかにした件について

・新城市から報告を受けていない時

◇事実を知ったのはいつですか。

◇どの様な方法で知りましたか。

◇事実確認後、新城市との協議はしましたか。内容を教えてください。

・新城市から報告を受けていた時

◇文書で受けましたか。

◇文書で無ければ、誰が誰からどの様な方法で受けましたか。役職名を教えてください。

◇報告は、愛知県庁でどの様に共有されましたか。

◇報告に対して、対応策についての検討はありましたか。また、内容はどうですか。

A 2 3 タナカ興業に関する件については確認できませんでした。

Q 2 4 H24. 6. 20 に新城市長名で「進出には賛同できない」旨の文書の回答をタナカ興業に送付している件について。

・新城市との協議はしましたか。報告は受けましたか。日時や対応者を教えてください。

・新城市から協議の申入れ・報告がなかったのであれば、

◇送付の事実を知ったのはいつですか。

◇どの様な方法で知りましたか。

◇事実確認後、新城市との協議はしましたか。内容を教えてください。

A 2 4 H25. 5. 17 の新城市との打合せで入手しました。

Q 2 5 H25. 3. 6 に競売公告された件について

①競売前に、どの様な情報を入手していましたか。

②競売前に、破産管財人との連絡・協議内容を日時順で教えてください。

③競売前に、裁判所との連絡・協議内容を日時順で教えてください。

A 2 5

①裁判所の通知で、競売入札の実施を承知しました。

②任意売却において転売先の連絡をいただくようになっておりましたが、連絡はありませんでした。

③裁判所からの買戻特約登記抹消の照会に対して、H24. 8. 15 に回答しました。

Q 2 6 買戻特約について

①競売前に買戻特約が残っていることをどの様に考えていましたか。

②競売後約2ヶ月で、買戻特約を解除した理由は何ですか。

A 2 6

- ①操業開始後に登記抹消できるものが、請求が無かったために、抹消されていなかったものです。
- ②買戻権は契約条項と無関係に行使できません。競売により所有権を取得した者から買戻特約登記の抹消請求があれば、これに応ずる義務があります。

Q 2 7 想定外の企業進出となってしまいました。企業庁の責任を果たしたものと考えていますか。

A 2 7 市の希望業種である製造業・物流業が操業した時点で、役割を果たしたものと考えています。

Q 2 8 タナカ興業が競売でケンメイ跡地を取得した際、業種から判断して、既に操業している企業への影響を考えましたか。

A 2 8 市の希望業種である製造業・物流業が操業した時点で、役割を果たしたものと考えています。

【委員からの再質問と回答の概要】

Q. 企業庁として、1年足らずで倒産した企業に対する道義的責任は感じていますか。

A. ケンメイは立地審査のうえ、契約。その後の経済環境の急激な変化で倒産。企業庁としては、計画どおり操業したので、役割を果たしたものと考えています。

Q. 御津に空いた区画がありますが、仮にそこへ行くような可能性はありますか。

A. 企業団地のある市町の意向を確認する必要があります。

Q. 買戻特約は、いつまで有効だったのですか。H21.10.16ケンメイ操業開始届に関する情報公開を県に求めました。操業開始届の写しはありましたが、職員の確認調書はありませんでした。本当に確認したのですか。また、競売によって買戻権の行使ができなくなったことの根拠は何ですか。

A. 操業開始が確認できた時点で、買戻特約登記抹消の義務が生じました。操業開始の確認は、職員が直接、現地に赴き確認しています。届出の確認なので、改めて調書は作成していません。また、競売は無断転売ではないので、その時点で第三者への対抗要件はなくなったものと考えています。

Q. H24.8.13の裁判所からの照会書、H25.1.22の裁判所からの通知を受けている。新城市と協力して対応と答えられたが、なぜ、これらの裁判所からの通知について、市に連絡して協力していなかったのか。

A. その時点は、競売手続きに入ってしまったので、状況を見守るしかない判断していました。

- Q. H24.8.13の裁判所からの照会では、買戻権は最先順位で権利があると裁判所が言っています。市の思いを受け止めれば、タナカが希望業種ではないので、買戻権を行使すべきとは考えなかったのですか。
- A. 競売開始により、契約上の3つの条件のどれにも該当しないことから、買戻権は行使できないと判断しました。
- Q. H24.8.15の企業庁の回答ですが、買受人としての行先が分かっていたのですか。タナカ興業が取得したのが分かったのなら、豊橋市へ照会することはしなかったのですか。
- A. 競売前に買受人が誰になるかは分かっていませんでした。また、豊橋市への照会もしていません。
- Q. ケンメイとの契約は分かりますが、買戻権を行使しないと勝手に判断し、製造業・物流業を誘致するという思いに対し、責任逃れの発言ように聞こえますがどうですか。
- A. タナカ興業の入札参加の動きは知りませんでした。任意売却の段階なので、破産管財人に市の希望業種である製造業・物流業を転売先とするようお願いするしかありませんでした。
- Q. ケンメイの電気設備を工事した方が「こんな古い機械でいいのですか」という質問に対し、ケンメイは「動けばいい」と答えています。企業庁の確認は甘いのではないのですか。
- A. 機械が古いことは承知していませんが、機械が動いていたことを確認しています。
- Q. 今後、こうした産廃中間処理の業者が進出を希望した際、許可するのですか。それとも市の判断に委ねるのですか。
- A. 立地に際しては、市町と協議し、同意がなければ交渉しません。
- Q. ①堆肥製造は、サービス業と考えていますがいかがですか。
②南部企業団地の未分譲区画に対し、タナカの関連会社から申出があったらどうしますか。
③道義的責任について、真剣に受け止めてほしい。企業庁や県の関連課は自己点検して再発防止をお願いします。
④県企業庁の用地は沢山ありますが、資源循環の観点から産廃処分業もある程度は必要なものだと思いますが、この地には納得できません。もっと他にふさわしい所に集積すべきもので、前向きに方向を打ち出すべきものと考えています。
- A. ①単純な産業廃棄物処理業はサービス業、肥料を製造する過程となれば製造業に分類される可能性もあると聞いています。
②企業団地は、市の要請を受けて開発しているので、市の意向に沿わない企業に分譲することはありません。
③仮にタナカ興業が操業されるようなら、法令や基準を守っていただきたい。
④市町の理解をいただかないと前に進めないと考えています。

- Q. H26年3月と5月の2回、ママの会は副知事に会っていて、その時に企業庁の方も同席していますが、3月に「もっと早く知っていれば何とかなかった」、5月に「市の条例に問題がある」と言っていますが、その意図は何ですか。
- A. 問題があるとは言っていません。競売決定前までは無断転売は確定していなかったという意味での可能性です。条例については排除できるような規定にはなっていないということです。
- Q. 企業庁は、住民の気持ちを汲むことを第一に考えてください。製造業・物流業に本当に売る気がありますか。
- A. 今の地元の状況を踏まえて、市と協議して対応してきたいと考えています。
- Q. 裁判所の照会があるのは、県企業庁の契約が特殊なものだからですか。
- A. 契約条項は登記を見てもわかりませんので、裁判所は確認をしてきたということですね。
- Q. 県から市に接触がなかったのは、おかしい気がします。H25.4.24に市からの情報でタナカ興業が落札したのを知ったというのは本当か再確認をしたい。
- A. そのとおりです。
- Q. 企業庁は市に対して、建築制限条例について、助言しなかったのですか。
- A. H19都市計画法の改正後に開発した地区は、地区計画を定める必要があります。新城南部地区に地区計画はありませんでしたが、建築条例があることは把握しております。
- Q. ケンメイの代理人弁護士、破産管財人への製造、物流業を希望することの伝達をどのようにしたのですか。
- A. ケンメイの代理人弁護士に破産管財人へ転売先を製造業・物流業を希望する旨伝えていただくよう依頼文書を出しました。その後、破産管財人に電話でその旨を確認しましたが、結果として破産管財人から転売先について連絡はありませんでした。

＜県環境部への追加質問：新城南部企業団地産廃対策会議＞

Q-a：環境部の仕事は、「生活環境・自然環境の保全、地球温暖化対策、資源循環の推進など」とされています。資源循環の推進が、生活環境に悪い影響を与える場合、生活環境・自然環境の保全と資源循環の推進、相反する場合はどちらを優先しますか。環境部という名称から、環境保全を優先すべきと思いますが、如何ですか。

→これらは、いずれも重要な政策目的であり、両立させていくべきものと考えます。

Q-b：資源循環推進課の仕事は、「発生抑制、再使用、再生利用（リサイクル）の推進、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進」とされています。リサイクルにおいて産業廃棄物の適正処理に疑いがある場合、リサイクルの推進と不適切な処理の中止とどちらを優先しますか。資源循環推進という名称故に、資源循環推進を優先すべきではないと思いますが、如何ですか。

→廃棄物処理法の目的に照らし、廃棄物の適正な再生や処理による生活環境の保全を図ってまいります。

Q-c：資源循環推進課は、産業廃棄物処理業等の許可を担当しています。しかし、「悪臭の防止に関すること」は、大気環境課が担当することになっています。今回、大気環境課は、悪臭防止に関して、どのように審査に関与していますか。悪臭防止に関する技術を熟知、審査できる職員はどこにいるのですか。

→県の大気環境課は、悪臭防止法に係る業務等を所管しております。県の資源循環推進課は、廃棄物処理法に係る業務等を所管しております。したがって、産業廃棄物処理業等の許可事務（審査）は、資源循環推進課で行うこととなり、大気環境課は、その許可事務（審査）に直接関与することはありません。

Q-e：（公の発言・市民との約束について）法令で「環境保全協定」の締結が義務付けられている場合、「環境保全協定」に記載された内容が具体的に実現されることは審査対象となりますか。法令に義務付けが無い場合の「環境保全協定」についても同様ですか。

→環境保全協定の締結やその内容は、産業廃棄物処分業の許可基準に定められておりません。

Q-d：通常、新城市の産廃条例では、申請書に「環境保全協定」或は「環境保全誓約書」が添付されることになっています。今回、条例は適用されませんので、申請時に協定書はありません。このような場合、県は事業者には「環境保全誓約書」の類の提出を求めますか。

→環境保全誓約書は、産業廃棄物処分業の許可申請書の添付書類として定められておりません。

Q-f：今回、新城の事例では、法令上、住民説明会は必要ないとされていますが、一般論として、事業者が住民説明会を行った、行わないは、審査に影響しますか。また、説明会の結果、住民が納得した場合、しない場合、それぞれ審査にどのように影響しますか。

→住民説明会の開催は、県条例により、焼却施設、廃石綿等の熔融施設、P C B 処理施設及び最終処分場の設置に際し、事業者に義務付けられているものです。

Q-g:中日新聞の特集「堆肥かゴミか」が11/12～16で5回連載されました。千葉県産業廃棄物課の元職員は、「千葉県なら100%取り締まり対象。」と言ったと掲載されています。千葉県と愛知県とで何が違うのですか。愛知県土壌地下水汚染対策研究会の大東会長（大同大教授）の発言として、「下水汚泥を肥料（堆肥）化するために税金が使われているのだから、汚泥以外も含めて肥料の原料を調べるべき。」（趣旨）と掲載されています。資源循環推進課という課の立場から、資源循環が成り立っているのか否か、また、どのように対処されますか。

→個別論については、回答いたしかねます。